

社員の懲戒処分について

株式会社 ブリッジ・エンジニアリングでは、下記のとおり社員の懲戒処分を行ったので、お知らせします。

1. 事案の概要

当社社員が、就業規則及び安全衛生管理規程に違反する次の行為を行ったものです。

- ①令和元年11月22日に、飲酒のうえ、夜間点検作業を実施した行為
- ②令和2年7月25日に、飲酒のうえ、安全帯やヘルメットを適切に使用せず高所での緊急作業を実施した行為
- ③所属する社員に対するハラスメントに該当する行為

2. 処分の種類

(行為者) 出勤停止 3か月 (5月31日から8月30日まで)

(管理監督者) 戒告

なお、管理監督者の上司にあたる社員については、口頭厳重注意を実施。

3. 再発防止について

社内において、コンプライアンス違反の防止及びハラスメントの防止に向けて、より一層対策の内容を充実させ、社員の意識の向上を図ります。

特に、現場における作業や夜間作業及び緊急作業の際の飲酒のチェックは強化し、飲酒による判断低下や事故を防止し、安全については徹底して強化してまいります。